

平成 30 年 一級建築士試験

問題集

学科Ⅲ(法規)

【問題 1】 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 高架の工作物内に設ける店舗は、「建築物」である。
2. 傾斜地等で敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることがある。
3. 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。
4. 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。

【解説】 <<正解 3>>

1. 法第2条一号。
地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、倉庫などの施設は、建築物に該当します。正しい。
2. 令第13条一号。
避難階は、直接地上へ通ずる出入口のある階を言います。傾斜地など高低差がある敷地に建つ場合は、直接地上へ通ずる出入口の階は、複数となることがあります。正しい。
3. 法第2条九号の二口。
遮炎性能とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能を言います。誤り。
4. 法第37条、令第144条の3第五号。
建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれます。正しい。

【問題 2】面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 容積率を算定する場合、建築物のエレベーターの昇降路の部分の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
2. 「北側高さ制限」において、建築物の屋上部分に設ける高さ 4m の階段室の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ である場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。
3. 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の平均地盤面が隣地（建築物があるもの）又はこれに接続する土地（建築物があるもの）で日影の生ずるもの地盤面より 1m 以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、原則として、当該高低差から 1m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
4. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ の塔屋において、その一部に物置を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。

【解説】 <正解 2>

1. 法第 52 条第 6 項、令第 135 条の 16。
容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令（令第 135 条の 16）で定める昇降機の昇降路の部分は算入しません。正しい。
2. 令第 2 条第 1 項六号ロ。
階段室、昇降機塔等の屋上部分の水平投影面積の合計が建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合は、その部分の高さは、12m までは、高さに算入しませんが、法 56 条 1 項三号の北側斜線については除外されています。したがって、階段室も高さに算入します。誤り。
3. 法第 56 条の 2 第 3 項、令第 135 条の 12 第 3 項二号。
日影規制において、敷地の平均地盤面が隣地等の地盤面より 1m 以上低い場合、平均地盤面は、その高低差から 1m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなします。正しい。
4. 令第 2 条第 1 項八号。
昇降機塔、装飾塔、物見塔などの屋上部分又は地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下のものは、階数に算入しません。塔屋の一部に物置を設けたものは、該当しませんので、階数に算入します。
地階の倉庫と間違えないようにしてください。

【問題3】都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積 100 m²の、屋外観覧場の新築
2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m²、地上 3 階建ての物品販売業を営む既存の店舗内における、エレベーター（認証型式部材等に該当するもの）の設置
3. 鉄骨造、延べ面積 200 m²、平家建ての事務所の、屋根の過半の修繕
4. 木造、延べ面積 300 m²、高さ 8m、地上 2 階建ての共同住宅の、寄宿舍への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）

【解説】 <正解 3>

1. 法第6条第1項四号。

都市計画区域内に建築物を新築する場合、用途・構造・規模にかかわらず、原則として、確認済証の交付を受ける必要があります。

屋外観覧場は、法第2条一号により建築物に該当します。

2. 法第87条の4、令第146条第1項一号。

令第146条第1項で指定する昇降機その他の建築設備を法第6条1項一号～三号の建築物に設ける場合は、確認済証の交付を受ける必要があります。正しい。

3. 法第6条第1項、法第2条十四号。

法第6条第1項一号～三号の建築物において、大規模の修繕を行う場合は、確認済証の交付を受けなければなりません。設問の事務所は、一号～三号に該当しませんので、不要です。

屋根は主要構造部なので、過半の修繕は大規模の修繕になります。

4. 法第87条第1項。

用途を変更して、法第6条第1項一号の特殊建築物とする場合には、確認済証の交付を受ける必要があります。類似の用途（令第137条の18）に該当する場合は不要になりますが、共同住宅と寄宿舍は、類似の用途ではありません。

【問題 4】 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 既存の地上 5 階建ての病院（5 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m²のもの）に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事中に、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ、工事中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
2. 都市計画区域内においては、延べ面積 500 m²の卸売市場を準住居地域内に新築する場合には、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものであっても、当該建築主は、特定行政庁の許可を受ける必要はない。
3. 延べ面積 1,000 m²、地上 3 階建ての、昇降機を設けていない自動車車庫の敷地、構造及び建築設備については、当該所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、定期的に、一級建築士等にその状況の調査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。
4. 鉄骨造、延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合においては、当該建築主は、当該用途の変更に係る工事を完了したときは、建築主事に工事完了届を届け出なければならない。

【解説】 <正解 1>

1. 法第 90 条の 3、令第 147 条の 2 第二号により、5 階以上の床面積が 1,500m² を超える病院の「避難施設等に関する工事」の工事中において建築物を使用する場合、建築主は、あらかじめ「工事中における安全上の措置等に関する計画」を作成して特定行政庁に届け出なければなりません。法第 7 条の 6 第 1 項、令第 13 条の 2 により、非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替え工事は、避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当しますので、届出は不要です。誤り。
2. 法第 51 条ただし書、令第 130 条の 2 の 3 第 1 項一号。
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域以外の区域内において、卸売市場（延べ面積 500m² 以下）を新築する場合、特定行政庁の許可を受ける必要はありません。正しい。
3. 法第 12 条第 1 項、令第 16 条第 1 項。
法第 12 条第 1 項により、政令（令第 16 条第 1 項）で定める特殊建築物及び政令で定めるもの以外の特定建築物で特定行政庁が指定するものの所有者等は、定期的に、一級建築士等に調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません。設問の自動車車庫は、令第 16 条第 1 項に該当しません。また、特定行政庁の指定もありませんので、定期報告の必要はありません。正しい。
4. 法第 87 条第 1 項。
建築物の用途を変更して法第 6 条第 1 項一号の特殊建築物とする場合は、法第 6 条、法第 7 条などの一部の規定を準用します。この場合、法第 7 条第 1 項は、「工事を完了したときは、建築主事に届け出なければならない」と読み替えます。したがって、工事完了届を建築主事に届け出るといふ設問の記述は正しい。

【問題5】 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準工業地域内の有料老人ホームの居室（天窓を有しないもの）で、外側にぬれ縁ではない幅1mの縁側を有する開口部（道に面しないもの）の採光補正係数は、水平距離が6mであり、かつ、採光関係比率が0.24である場合においては、0.7とする。
2. 集会場の用途に供する床面積400㎡の居室に、換気に有効な部分の面積が20㎡の窓を設けた場合においては、換気設備を設けなくてもよい。
3. 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,600㎡のものにおける客用の階段で、その高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに踊場を設けなければならない。
4. 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さを2.1m以上としなければならない。

【解説】 <正解2>

1. 令第20条第2項二号口。
準工業地域内の採光補正係数は、「採光関係比率×8.0－1.0」によって求めますが、算定値が1.0未満となった場合でも、開口部から隣地境界線までの水平距離が5m以上あれば、採光補正係数は1.0となります。また、居室の外側に幅90cm以上の縁側（ぬれ縁を除く）がある場合は、令第20条第2項かっこ書より、採光補正係数に0.7を乗じますので、0.7となります。正しい。
2. 法第28条第3項、令第20条の2第一号。
法別表第一(イ)欄(1)項の居室に設ける換気設備は、機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備又は大臣の認定を受けたものでなければなりません。誤り。
3. 令第24条第1項。
1,600㎡の物品販売業を営む店舗は、令第23条1項表(2)に該当しますので、高さが3mを超えるものは、高さ3m以内ごとに踊場を設けなければなりません。正しい。
4. 令第21条第1項、第2項。
居室の天井の高さは、2.1m以上でなければなりません。また、この天井の高さは、室の床面から測り、天井の高さの異なる部分がある場合は、その平均の高さによります。正しい。

【問題 6】防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積 800 m²、地上 4 階建ての事務所であって、3 階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
2. 1 階及び 2 階を物品販売業を営む店舗（当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ 1,000 m²）とし、3 階以上の階を事務所とする地上 8 階建ての建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積 200 m²、地上 3 階建ての一戸建ての住宅においては、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
4. 有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分（天井は強化天井でないもの）については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

【解説】 <正解 3>

1. 令第 112 条第 11 項。

主要構造部を準耐火構造とし、地階又は 3 階以上の階に居室を有するものは、原則として、昇降機の昇降路の部分等とその他の部分とを区画しなければなりません。正しい。

竪穴区画です。

2. 令第 112 条第 18 項。

建築物の一部が法第 27 条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを区画しなければなりません。正しい。

設問の物品販売業を営む店舗は、令第 115 条の 3 第三号により、法別表第 1 (は) 欄 (4) 項に該当する特殊建築物なので、法第 27 条第 1 項二号に該当します。

異種用途区画です。

3. 令第 112 条第 11 項二号。

主要構造部が準耐火構造で、地上 3 階建ての建築物なので、原則として竪穴区画をしなければなりません。階数 3 以下で、延べ面積が 200m² 以内の一戸建ての住宅は、除かれています。

防火区画はする必要はありません。誤り。

4. 令第 114 条第 2 項。

児童福祉施設等の建築物は、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、強化天井とした部分（令第 112 条 4 項各号）を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければなりません。正しい。

有料老人ホームは、令第 19 条 1 項により児童福祉施設等に含まれます。

【問題 7】「特殊建築物の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 地階に設ける飲食店において、床面積の合計が 80 m²の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
2. 耐火建築物である地上 2 建ての物品販売業を営む店舗において、各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ 600 m²としたので、各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 耐火建築物である延べ面積 700 m²、地上 3 階建ての図書館において、3 階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
4. 耐火建築物である地上 2 階建ての劇場において、客席の床面積の合計を 500 m²としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

【解説】 <正解 1>

1. 令第 128 条の 5 第 3 項。
令第 128 条の 4 第 1 項三号により、地階の飲食店は、内装制限を受けます。その仕上げは、令第 128 条の 5 第 1 項二号により、準不燃材料又は大臣が定めるものとしなければなりません。難燃材料では適合しません。
2. 令第 128 条の 5 第 4 項により、適合します。
設問の建築物は、2 階建てなので、令第 128 条の 4 第 1 項一号表 (3) に該当しません。
3. 令第 128 条の 5 第 4 項。
令第 128 条の 4 第 2 項により、階数が 3 以上で延べ面積が 500m² を超える建築物（学校以外）は、内装制限を受け、居室の仕上げは、難燃材料で適合します。
4. 令第 128 条の 5 第 1 項一号イ。
令第 128 条の 4 第 1 項一号表 (1) により、耐火建築物である劇場で、客席の床面積が 400m² 以上のものは、内装制限を受けます。また、居室の仕上げは、難燃材料で適合します。

【問題 8】避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上 1 階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上 3 階建ての共同住宅で、各階に住戸（各住戸の居室の床面積 60 m²）が 4 戸あるものは、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした地上 6 階建ての事務所において、6 階の事務室の床面積の合計が 300 m²であり、かつ、その階に避難上有効なバルコニーを設け、その階に通ずる屋外の直通階段を、屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとした場合には、2 以上の直通階段を設けなくてもよい。
3. 床面積の合計が 3,000 m²の地上 5 階建ての物品販売業を営む店舗には、各階の売場及び屋上広場に通ずる 2 以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段としなければならない。
4. 主要構造部が耐火構造である地上 20 階建ての共同住宅において、階段室、昇降機の昇降路、廊下等が所定の方法で区画され、各住戸の床面積の合計が 200 m²（住戸以外は 100 m²）以内ごとに防火区画されている場合には、15 階以上の階に通ずる直通階段は、特別避難階段としなくてもよい。

【解説】 <正解 2>

1. 令第 121 条第 1 項五号、2 項。
共同住宅の用途に供する階で、その階の居室の床面積が 200m²（第 2 項により、耐火構造なので 2 倍）を超えるものは、2 以上の直通階段を設けなければなりません。正しい。
2. 令第 121 条第 1 項六号イ、第 2 項。
6 階以上の階に居室を有するものは、200m²（第 2 項により 2 倍）を超える場合、2 以上の直通階段を設けなければなりません。したがって、誤りです。
3. 令第 122 条第 2 項により、正しい。
令第 121 条第 1 項二号より、1,500m² を超えるものに限りません。
なお、5 階以上に売場がある場合は、令第 122 条第 3 項により、その 1 以上を特別避難階段としなければなりません。
4. 令第 122 条第 1 項ただし書。
15 階以上の階又は地下 3 階以下の階に通ずる直通階段は、特別避難階段としなければなりません。ただし書きにより、床面積 100m²（共同住宅の住戸は 200m²）以内ごとに防火区画されている場合は、除かれています。正しい。

【問題9】 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての展示場の避難階以外の階においては、主たる用途に供する居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を、原則として、30m以下としなければならない。
2. 延べ面積2,000㎡の病院において、床面積100㎡以内ごとに防火区画した部分については、排煙設備を設けなくてもよい。
3. 延べ面積3,000㎡、地上3階建てのスポーツの練習場には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
4. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上3階建ての建築物（各階の床面積600㎡）においては、各階における避難階段の幅の合計を3.0m以上としなければならない。

【解説】 <正解4>

1. 令第120条第1項表(1)。
展示場は、法別表第一(4)項に該当します。設問より準耐火構造なので、30m以下としなければなりません。正しい。
2. 令第126条の2第1項一号。
法別表第1(イ)欄(1)～(4)項の特殊建築物で延べ面積500㎡を超えるものは、原則として、排煙設備を設けなければなりません。一号により、法別表第1(イ)欄(2)項の用途について、床面積100㎡（共同住宅の住戸は200㎡）以内ごとに防火区画されたものは除かれています。正しい。
3. 令第126条の4第三号により、正しい。
スポーツの練習場は、令第126条の2第1項二号より学校等に該当します。
4. 令第124条第1項一号。
物品販売業を営む店舗（令第121条1項二号により、床面積1,500㎡を超えるもの）の各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち、床面積が最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合で計算した数値以上とします。したがって、床面積が600㎡の場合は、360cm以上とする必要があります。誤り。

幅の合計なので、複数ある階段の幅を合計します。

【問題 10】 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 乗用エレベーター（特殊な構造又は使用形態のもので国土交通大臣が定めたものを除く。）の昇降路については、昇降路の出入口の床先とかごの床先との水平距離は 4cm 以下とし、かごの床先と昇降路壁との水平距離は 12.5cm 以下としなければならない。
2. エスカレーター（特殊な構造又は使用形態のもので国土交通大臣が定めたものを除く。）は、勾配を 30 度以下とし、踏段の幅は 1.1m 以下としなければならない。
3. 準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積 200 m²以内に区画された共同住宅の住戸には、窓その他の開口部で開放できる部分の面積にかかわらず、排煙設備を設けなくてもよい。
4. 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）に設ける自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ を超える高さの位置に設け、常時外気に開放された構造としなければならない。

【解説】 <正解 4>

1. 令第 129 条の 7 第四号により、正しい。
2. 令第 129 条の 12 第 1 項二号、四号により、正しい。
3. 令第 126 条の 2 第 1 項一号。
法別表第 1 (イ) 欄(1)～(4)項の特殊建築物で延べ面積 500m²を超えるものは、原則として、排煙設備を設けなければなりません。一号により、法別表第 1 (イ) 欄(2)項の用途について、床面積 100m²（共同住宅の住戸は 200 m²）以内ごとに防火区画されたものは除かれています。正しい。
4. 令第 129 条の 2 の 5 第 1 項二号。
自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの **1/2 以下の高さ**の位置に設け、常時外気に開放された構造としなければなりません。誤り。

【問題 11】 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物に作用する荷重及び外力としては、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。
2. 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が 60 度を超える場合においては、零とすることができる。
3. 教室の柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、建築物の実況によらないで積載荷重を計算する場合、床の積載荷重として採用する数値は、柱のささえる床の数が 3 のときは $1,800\text{N/m}^2$ とすることができる。
4. 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における風圧力の計算に用いる速度圧は、通常速度圧の $\frac{1}{2}$ まで減らすことができる。

【解説】 <正解 3>

1. 令第 83 条第 1 項、第 2 項により、正しい。
2. 令第 86 条第 4 項により、正しい。
勾配が 60 度以下の場合は、原則として、積雪荷重に屋根形状係数を乗じた数値とします。
3. 令第 85 条第 1 項、第 2 項。
柱の構造計算をする場合、教室の床の積載荷重は、表(3)により $2,100\text{N/m}^2$ 、ささえる床の数が 3 なので、第 2 項の表より、乗じる数値は 0.9 です。したがって、採用する数値は、 $1,890\text{N/m}^2$ になります。誤り。
4. 令第 87 条第 3 項により、正しい。

【問題 12】 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 土砂災害特別警戒区域内における建築物の外壁の構造は、原則として、居室を有しない建築物であっても、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。
2. 構造耐力上主要な部分で特に摩損のおそれのあるものには、摩損しにくい材料又は摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。
3. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、5cm 以上としなければならない。
4. 鉄筋コンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分は、原則として、コンクリート打込み中及び打込み後 5 日間は、コンクリートの温度が 2 度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。

【解説】 <正解 1>

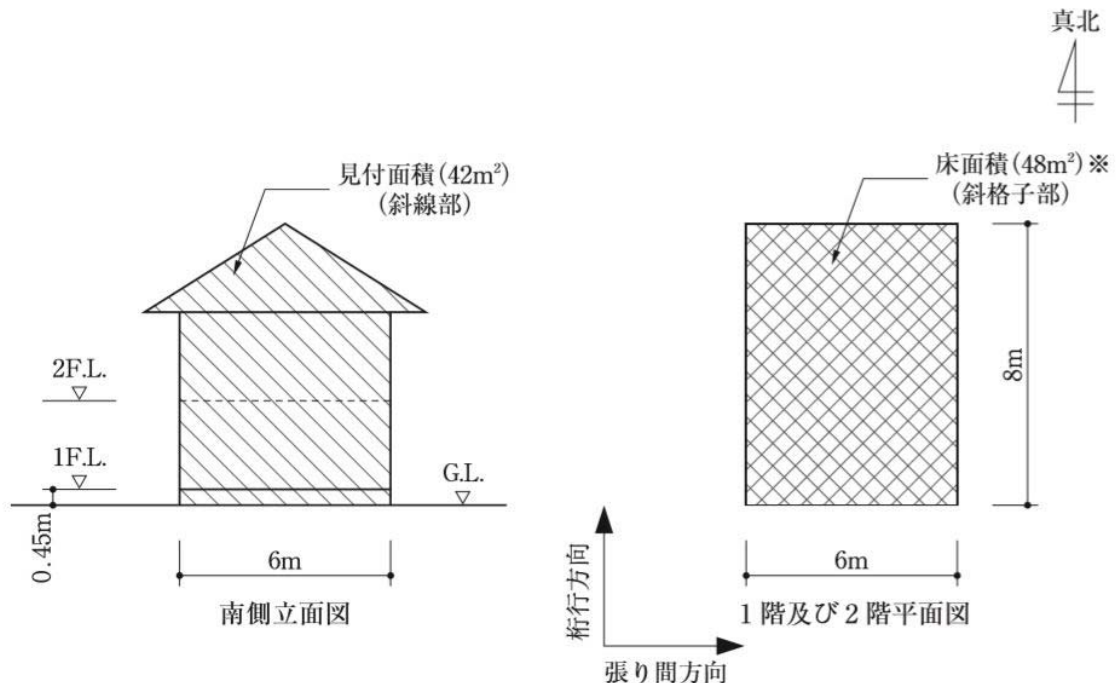
1. 令第 80 条の 3

土砂災害特別警戒区域内における外壁等の構造に関する規定は、居室を有する建築物が対象です。誤り。

2. 令第 37 条により、正しい。
3. 令第 79 条の 3 第 1 項により、正しい。
4. 令第 75 条により、正しい。

令第 71 条第 1 項により、この規定は、鉄筋コンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物では、鉄筋コンクリート造の構造部分に適用されます。

【問題 13】 図のような木造、地上 2 階建ての住宅（屋根を金属板で葺いたもの）の 1 階部分について、桁行方向に設けなければならない構造耐力上必要な軸組の最小限の長さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、小屋裏等に物置等は設けず、区域の地盤及び地方の風の状況に応じた「地震力」及び「風圧力」に対する軸組の割増はないものとし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。なお、図は略図とする。



※ 1 階部分の軸組の構造の判定に用いる
1 階の床面積については、 48m^2 とする。

1. 1,392 cm
2. 1,560 cm
3. 1,695 cm
4. 2,100 cm

【解説】 <<正解 2>>

令第 46 条第 4 項により、軸組の長さの算定は、地震力について必要な軸組と風圧力について必要な軸組を算定して、大きい方の値を採用します。

地震力による軸組は、表 2 より、床面積に $29\text{cm}/\text{m}^2$ を掛けます。金属板なので、表の下の数値
床面積は 48m^2 必要な軸組は、 $48 \times 29 = 1,392\text{cm}$

風圧力による必要な軸組の長さは、見付面積 42m^2 から床面からの高さ 1.35m 以下の部分を除いた面積に、表 3 の数値を掛けます。

$$42 - 6 \times (1.35 + 0.45) = 31.2\text{m}^2$$

風圧力による必要な軸組の長さは、 $31.2 \times 50 = 1,560\text{cm}$

両方を比較して大きい方を採用しますので、 $1,560\text{cm}$ になります。

【問題 14】都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 道路の上空に設ける学校の渡り廊下で、生徒の通行の危険を防止するために必要であり、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものは、道路内に建築することができる。
2. 建築物の各部分の高さの制限において、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（建築基準法第 42 条第 1 項第四号に該当するものを除く。）に接し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路が前面道路とみなされる。
3. 工事を施工するために 2 年間現場に設ける事務所の敷地は、道路に 2m 以上接しなければならない。
4. 幅員 4m の農道に 2m 以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物は、建築することができる。

【解説】 <正解 3>

1. 法第 44 条第 1 項四号、令 145 条第 2 項一号により、正しい。
2. 法第 56 条第 6 項、令第 131 条の 2 第 2 項により、正しい。
高さ（斜線）制限において、計画道路や予定道路に敷地が接する場合、又はこれらが敷地内にある場合で、特定行政庁が認める建築物については、計画道路や予定道路を前面道路とみなします。
3. 法第 85 条第 2 項。
工事を施工するために現場に設ける事務所等の仮設建築物については、法 3 章の規定は適用されません。したがって、法第 43 条の接道義務の適用はなく、道路に接する必要はありません。誤り。
4. 法第 43 条第 1 項、第 2 項二号、規則 10 条の 3 第 4 項二号
建築物の敷地は、原則として、道路に 2m 以上接しなければなりません、「敷地の周囲に広い空地を有する建築物であること」、「幅員 4m 以上の農道等に 2m 以上接する建築物であること」等の基準に適合する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものは接しなくても構いません。正しい。

【問題 15】 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

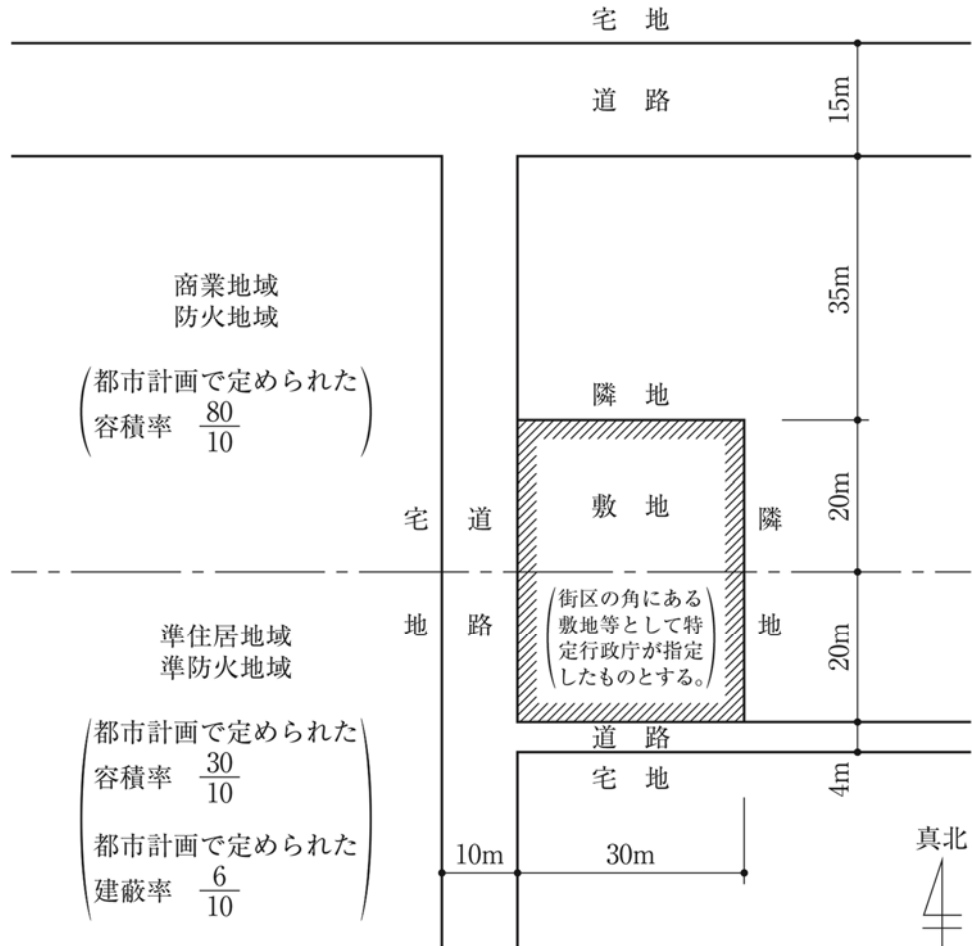
ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内において、「延べ面積 650 m²、平家建ての老人福祉センター」は、新築することができない。
2. 第一種住居地域内において、「延べ面積 3,000 m²、地上 3 階建てのホテル」は、新築することができない。
3. 近隣商業地域内において、「客席の部分の床面積の合計が 300 m²、地上 2 階建ての映画館」は、新築することができる。
4. 工業専用地域内において、「延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての保育所」は、新築することができる。

【解説】 <正解 2>

1. 法別表第 2(ろ)項一号、(い)項九号、令第 130 条の 4 第二号。
老人福祉センターは、延べ面積が 600m² 以内であれば新築することができますが、設問は、650m² なので、新築することはできません。正しい。
2. 法別表第 2(ほ)項四号。
ホテルは、第一種住居地域内において、床面積が 3,000m² 以内であれば新築することができます。誤り。
ホテルは、(は)項に掲げる建築物以外の建築物になります。
(に)項四号にホテルがあります。つまり、(は)項に掲げる建築物以外の建築物ということになります。
3. 法別表第 2(り)項。
映画館は、(り)項各号に該当しませんので、近隣商業地域内に新築することができます。正しい。
4. 法別表第 2(わ)項。
保育所は、(わ)項各号に該当しませんので、工業専用地域内に新築することができます。正しい。
保育所は、どの用途地域でも、新築することができる。

【問題 16】 図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、新築することができる建築物の建蔽率（同法第 53 条に規定する建蔽率）と建築物の容積率（同法第 52 条に規定する容積率）の最高限度の組合せとして、正しいものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。



	建蔽率の最高限度	容積率の最高限度
1.	$\frac{8.5}{10}$	$\frac{40}{10}$
2.	$\frac{8.5}{10}$	$\frac{48}{10}$
3.	$\frac{9}{10}$	$\frac{40}{10}$
4.	$\frac{9}{10}$	$\frac{48}{10}$

【解説】 <<正解 4>>

建蔽率の限度

- ✓ 法第 53 条第 2 項により、敷地が建蔽率の異なる 2 以上の地域にわたる場合は、それぞれの地域について計算し、合計します。法 52 条 7 項により、容積率も同じ。
- ✓ 法第 53 条第 7 項より、敷地が防火地域の内外にわたる場合、建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地は全て防火地域にあるものとみなします。

<商業地域>

法第 53 条第 6 項一号より、建蔽率の限度が 8 /10 とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建蔽率の制限を受けません。したがって、 $30\text{m} \times 20\text{m} \times (10/10) = 600\text{m}^2$

<準住居地域>

法第 53 条第 3 項一号、二号より、防火地域内にある耐火建築物なので、1/10 を加算することができます。また、角地なので、更に 1/10 を加算することができます。したがって、8/10 となります。

$$30\text{m} \times 20\text{m} \times (8/10) = 480\text{m}^2$$

建蔽率の最高限度は、 $(600 + 480) \div 1,200 = 0.9 \rightarrow 9/10$ となります。

容積率の限度

- ✓ 法第 52 条第 2 項により、前面道路の幅員が 12m 未満の場合、道路の幅員に、商業地域の場合は 6/10、準住居地域の場合は、4/10 を掛けます。
- ✓ 法第 52 条第 9 項、令第 135 条の 18 により、敷地が特定道路(幅員 15m 以上)から 70m 以内にあり、特定道路に接続する前面道路の幅員が 6m 以上 12m 未満なので、幅員を割り増しすることができます。

$$W_a = (12 - W_r)(70 - L) / 70 = (12 - 10)(70 - 35) / 70 = 1\text{m}$$

したがって、前面道路の幅員は、11m となり、前面道路による容積率は、商業地域においては、 $11 \times 6/10 = 66/10$ 準住居地域においては、 $11 \times 4/10 = 44/10$ となります。

<商業地域>

指定容積率の 80/10 と前面道路の幅員による容積率の 66/10 を比較し、厳しい方を採用しますので、 $30\text{m} \times 20\text{m} \times (66/10) = 3,960\text{m}^2$

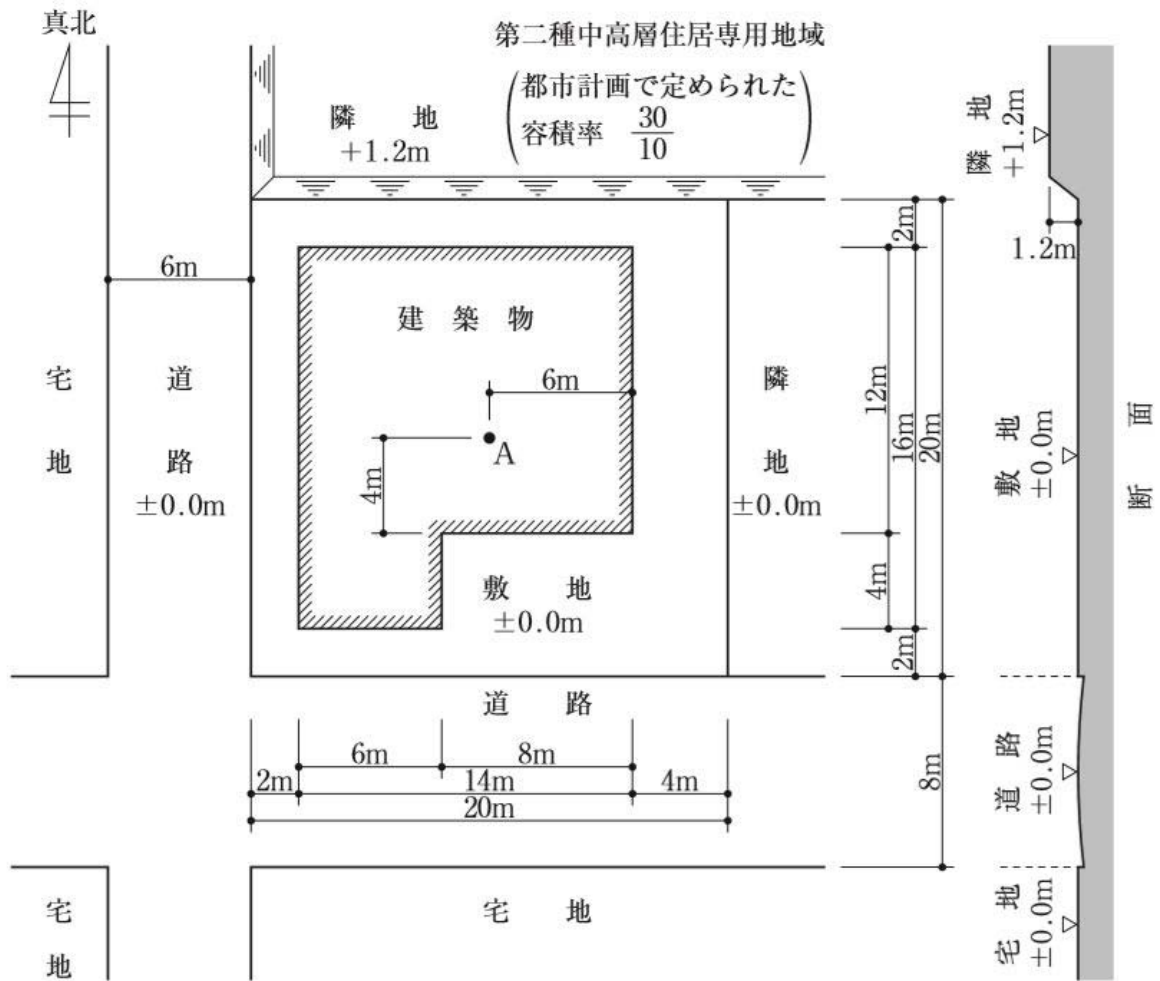
<準住居地域>

指定容積率の 30/10 と前面道路の幅員による容積率の 44/10 の厳しい方は、30/10。

$$\text{よって、} 30\text{m} \times 20\text{m} \times (30/10) = 1,800\text{m}^2$$

したがって、容積率の最高限度は、 $(3,960 + 1,800) \div 1,200 = 4.8 \rightarrow 48/10$ となります。

【問題 17】 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、南側道路、西側道路及び東側隣地との高低差はなく、北側隣地より 1.2m 低いものとし、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 22.50 m
2. 22.60 m
3. 23.10 m
4. 25.00 m

【解説】 <<正解 2>>

〔道路斜線制限〕

- ✓ 法第 56 条第 6 項、令第 132 条第 1 項の緩和により、西側道路の幅員は、8m とみなすことができます。
- ✓ 法別表第 3 (は) 欄における適用距離は 20m なので、A 点は適用の範囲内になります。
- ✓ 法別表第 3 (に) 欄より、前面道路に乗じる数値は 1.25 です。

西側道路による制限 (セットバックは 2m)

$$(2+8+2+8) \times 1.25 = 25\text{m}$$

南側道路による制限 (セットバックは 2m)

$$(2+8+2+8) \times 1.25 = 25\text{m}$$

〔隣地斜線制限〕

法第 56 条第 1 項二号により、住居系地域の隣地斜線は、(隣地境界線までの水平距離 + 高さ 20m を超える部分の後退距離) $\times 1.25 + 20\text{m}$

東側隣地斜線

$$(10+4) \times 1.25 + 20 = 37.5\text{m}$$

北側隣地斜線

$$(10+2) \times 1.25 + 20 = 35\text{m}$$

令第 135 条の 3 第 1 項二号により、地盤面が北側隣地より 1m 以上低い場合、高低差から 1m を減じたものの $1/2$ だけ高い位置にあるものとみなされます。

設問の高低差は 1.2m なので、 $(1.2-1) \times 1/2 = 0.1\text{m}$

地盤面は 0.1m 高い位置にあるものとみなされますので、実際の地盤面からの高さから考えると $35+0.1=35.1\text{m}$ となります。

〔北側斜線制限〕

法第 56 条第 1 項三号により、中高層住居専用地域の北側斜線は、真北方向 (敷地境界線又は道路の反対側の境界線) の水平距離 $\times 1.25 + 10\text{m}$

$$(2+8) \times 1.25 + 10 = 22.5\text{m}$$

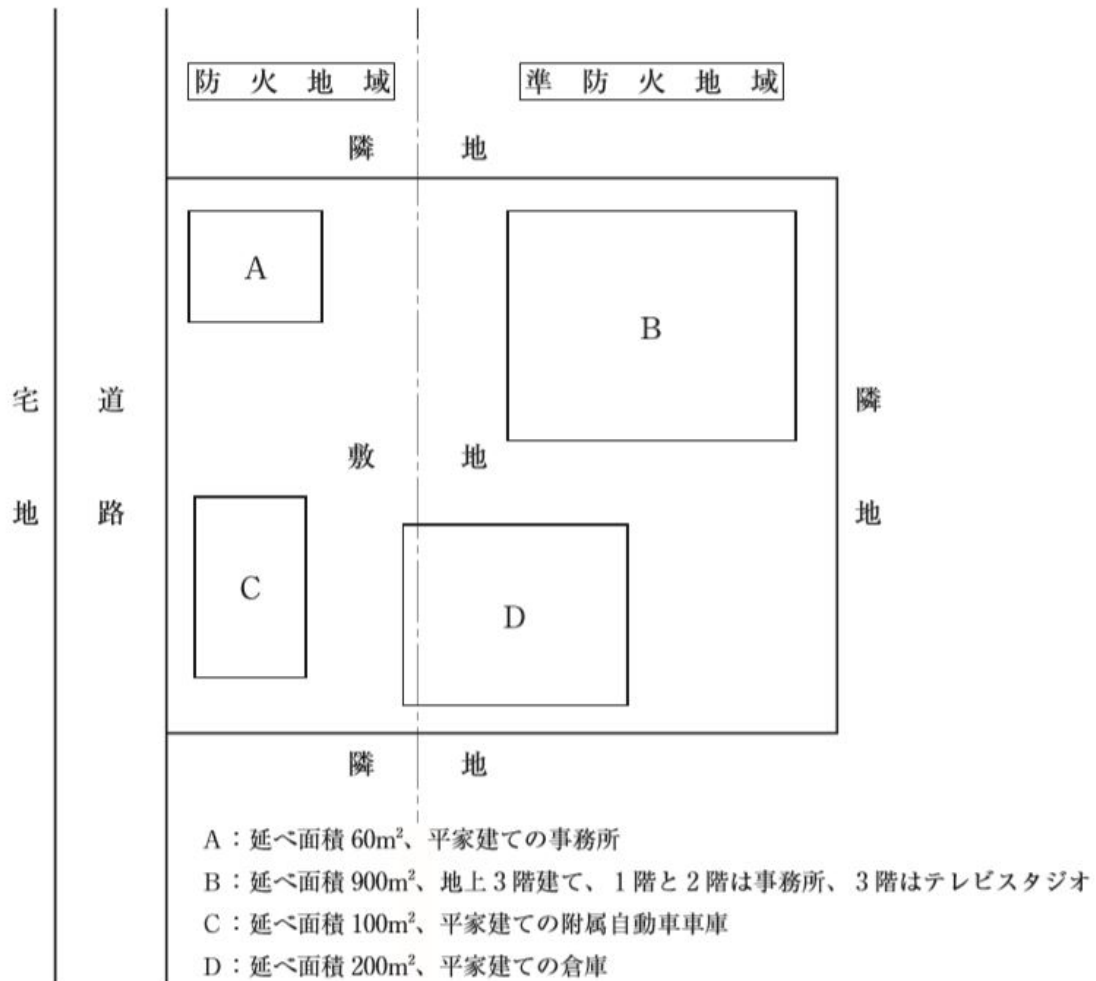
令第 135 条の 4 第 1 項二号により、地盤面が北側隣地より 1m 以上低い場合、高低差から 1m を減じたものの $1/2$ だけ高い位置にあるものとみなされます。

設問の高低差は 1.2m なので、 $(1.2-1) \times 1/2 = 0.1\text{m}$

したがって、 $22.5+0.1=22.6\text{m}$ となります。

一番厳しいのは、北側斜線の 22.6m となります。

【問題 18】図のような敷地において、用途上不可分の関係にあるA～Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、誤っているものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等を行わないものとする。なお、文章中の「耐火建築物等」及び「準耐火建築物等」は、同法第 53 条第 3 項第一号に規定するものとする。



1. Aは、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。
2. Bは、耐火建築物としなければならない。
3. Cは、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。
4. Dは、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。

【解説】 <<正解 4>>

1. 法第61条により、令第136条の2 第二号イ（準耐火建築物）又は、同号ロ（準延焼防止建築物）とする必要があります。正しい。
2. 法第27条第2項二号、法別表第1(6)項により、3階以上をテレビスタジオとするものは、耐火建築物としなければなりません。正しい。

テレビスタジオは、令第115条の3 第四号により、別表第1の(6)項に類する用途です。

3. 法第61条により、令第136条の2 第二号イ（準耐火建築物）又は、同号ロ（準延焼防止建築物）とする必要があります。正しい。
4. 法第61条により、令第136条の2 第一号イ（耐火建築物）又は、同号ロ（延焼防止建築物）とする必要があります。耐火建築物等では適合しますが、準耐火建築物等では適合しません。誤り。

法第65条第2項により、建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合は、その全部について防火地域内の規定を適用します。

令第135条の20（耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等）

法第53条第3項第一号の政令で定める建築物は、次に挙げる要件に該当する建築物とする。

ここに、延焼防止性能
を有する建築物について
の規定があります。



【問題 19】 病院に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 敷地が第一種中高層住居専用地域内に 300 m²、第二種低層住居専用地域内に 700 m²と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、特定行政庁の許可を受けなければ新築することができない。
2. 準防火地域内の地上 2 階建てで、各階の床面積が 300 m²のもの（各階とも患者の収容施設があるもの）は、耐火建築物としなければならない。
3. 患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6m 以上としなければならない。
4. 入院患者の談話のために使用される居室には、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。

【解説】 <正解 2>

1. 法第 91 条、法第 48 条第 2 項、法別表第二(ろ)項。
敷地が 2 つの用途地域にわたる場合は、敷地の過半が属する用途地域の規定が適用されます。病院は法別表第二(ろ)項各号に該当しませんので、特定行政庁の許可を受けなければ新築することができません。正しい
2. 法第 27 条第 1 項二号、法別表第 1(2)項
2 階の部分の床面積が 300m² 以上で、その部分に患者の収容施設がある病院は、その主要構造部を大臣の認定を受けたものなど（耐火建築物等）にする必要があります。耐火建築物にまではする必要はありません。
3. 令第 119 条表。
病院の廊下の幅（患者用のもの）は、両側に居室がある場合、1.6m 以上としなければなりません。正しい。
4. 法第 28 条第 1 項、令第 19 条第 2 項五号。
病院の居室のうち、入院患者又は入所する者の談話、娯楽等の目的のために使用されるものは、採光のための窓その他の開口部を設けなければなりません。正しい。

【問題 20】 地区計画等又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主事を置かない市町村であっても、地区計画等の区域（地区整備計画等が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものについて、所定の基準に従い、これらに関する制限として条例で定めることができる。
2. 地区計画の区域のうち再開発等促進区で地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、建築基準法第 52 条の規定は、適用されない。
3. 建築協定には、建築物に附属する門及び塀の意匠に関する基準を定めることができる。
4. 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告があった日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の過半数の合意により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、当該建築協定に加わることができる。

【解説】 <正解 4>

1. 法第 68 条の 2 第 1 項。
市町村は、地区計画を定めることができます。建築主事を置くか置かないかについては、触れられていません。
2. 法第 68 条の 3 第 1 項により、正しい。
3. 法第 69 条により、正しい。
建築物に附属する門及び塀は、法第 2 条一号より、建築物に該当します。
4. 法第 75 条の 2 第 2 項。
建築協定区域隣接地の土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告があった日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の**全員の合意**により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、建築協定に加わることができます。過半数ではありません。誤り。

【問題 21】 次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士の承諾を求め、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
2. 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、高さが 60m を超える建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。
3. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物については、工事監理において、構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。
4. 一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して 3 年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から 3 年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。

【解説】 <正解 4>

1. 建築士法第 19 条ただし書により、正しい。
2. 建築士法第 20 条の 2 第 2 項により、正しい。
3. 建築士法第 3 条第 1 項。
一級建築士でなければならない設計・工事監理において、構造設計一級建築士による工事監理の規定は定められていません。したがって、一級建築士が構造設計図書との照合ができます。
正しい。
4. 建築士法第 22 条の 2 第一号、同法施行規則第 17 条の 37 第 1 項表一号口。
設問の一級建築士は、所属した日から 3 年以内ではなく、**遅滞なく**、一級建築士定期講習を受けなければなりません。誤り。

【問題 22】 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の管理建築士の氏名について変更があったときは、2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 管理建築士が総括する技術的事項には、他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成が含まれる。
4. 都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、一級建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書等の物件を検査させることができる。

【解説】 <<正解 1>>

1. 建築士法第 24 条第 2 項。

一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、建築士として3年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければなりません。実務に関しては、一級建築士としてでなくても構いません。誤り。

2. 建築士法第 23 条の 5 第 1 項。

同法第 23 条の 2 第一号、三号、四号又は六号の事項について変更があったときは、2週間以内に都道府県知事に届け出なければなりません。正しい。

設問の建築士事務所の管理建築士の氏名は、四号に該当します。

3. 建築士法第 24 条第 3 項三号により、正しい。
4. 建築士法第 26 条の 2 第 1 項により、正しい。

【問題 23】 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法の規定に違反して二級建築士の免許を取り消された者は、その後に一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消の日から起算して5年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。
2. 建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消の対象とはならない。
3. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
4. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

【解説】 <正解 2>

1. 建築士法第7条四号により、正しい。
2. 建築士法第8条の2第二号、同法第7条三号により、禁固刑以上の刑に処せられた場合は、大臣に届け出なければなりません。また、建築士法第9条第1項二号、三号により、その届け出があった場合、又はその事実が判明した場合は、大臣は建築士免許を取り消さなければなりません。誤り。

刑罰の根拠となる法令については、建築基準法に限られていません。

3. 建築士法第26条第2項五号により、正しい。
4. 建築士法第26条第2項八号により、正しい。

【問題 24】 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 都市計画区域又は準都市計画区域内において、図書館の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が 4,000 m²のものについては、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2. 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における仮設建築物の新築については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
3. 都市計画施設の区域内において、地階を有しない鉄骨造、地上 2 階建ての建築物を改築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、建築物等の用途の変更を行おうとする場合に、用途変更後の建築物等が地区計画において定められた用途の制限及び用途に応じた建築物等に関する制限に適合するときは、当該行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出る必要はない。

【解説】 <正解 1>

1. 都計法第 29 条第 1 項三号、同法施行令第 21 条十七号。
都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければなりません。したがって、許可は不要です。誤り。
2. 都計法第 43 条第 1 項三号。
市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、原則として、都道府県知事の許可を受けなければ、建築物を新築してはなりません。したがって、仮設建築物の新築は除かれています。正しい。
3. 都計法第 53 条 1 項、同法施行令第 37 条。
設問の建築物は、軽易な行為に該当しません。許可を受ける必要があります。正しい。
4. 都計法第 58 条の 2 第 1 項、同法施行令第 38 条の 4 第一号。
用途変更後の建築物等が、地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合は、市町村長に届け出なければならないが、設問の場合は不要です。正しい。

【問題 25】 次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積 1,500 m²、地上 2 階建ての共同住宅で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものについては、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 地上 3 階建ての事務所で、各階の床面積が 300 m²のものについては、原則として、3 階に自動火災報知設備を設置しなければならない。
3. 各階から避難階又は地上に直通する 2 の階段が設けられた地上 3 階建ての工場で、各階の収容人員が 100 人のものについては、原則として、3 階に避難器具を設置しなければならない。
4. 延べ面積 6,000 m²、地上 5 階建てのホテルについては、連結送水管を設置しなければならない。

【解説】 <<正解 3>>

1. 消防法施行令第 11 条第 1 項二号、第 2 項。同令別表第 1 (5) 項ロ。
延べ面積が 1,400m²（主要構造部を準耐火構造等とし、かつ内装仕上げを難燃材料以上でしていますので、2 項により 2 倍になります。）以上のものは、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければなりません。正しい。
2. 消防法施行令第 21 条第 1 項十一号。
同令別表第 1 の建築物の地階、無窓階又は、3 階以上の階で、床面積が 300m²以上のものは、自動火災報知設備を設置しなければなりません。設問の建物は、3 階建てで 300m²なので、該当します。正しい。
3. 消防法施行令第 25 条第 1 項四号。同令別表第 1 (12) 項イ。
防火対象物の 3 階以上の階又は地階で、収容人員が 3 階以上の無窓階又は地階にあっては 100 人以上、その他の階にあっては 150 人以上のものは、避難器具を設置しなければなりません。設問は 100 人なので、不要です。
4. 消防法施行令第 29 条第 1 項二号。
地階を除く階数が 5 以上の同令別表第 1 の建築物で、延べ面積が 6,000m²以上のものは、連結送水管を設置しなければなりません。正しい。

【問題 26】 次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 既存の倉庫の一部の用途を変更し、床面積の合計が 2,500 m²の物品販売業を営む店舗に用途の変更をしようとするときは、当該用途の変更に係る部分に限り、建築物移動等円滑化基準に適合させればよい。
2. 自動車教習所を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3. この法律の施行の際現に存する特定建築物に、専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなされる。
4. 建築物移動等円滑化基準への適合が求められる建築物において、案内所を設ける場合には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の配置を表示した案内板を設けなくてもよい。

【解説】 <正解 1>

1. バリアフリー法第 14 条第 1 項、同法施行令第 9 条、同令第 22 条。
施行令第 22 条に、増築や用途変更を行う場合に適用される部分がかかれていいます。増築等に係る部分はもちろんですが、それ以外のところも適用させる箇所があります。用途変更の部分だけではありません。誤り。
2. バリアフリー法第 16 条第 1 項。
自動車教習所は、施行令第 4 条十七号により、特定建築物に該当します。建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。正しい。
3. バリアフリー法第 23 条第 1 項により、正しい。
4. バリアフリー法施行令第 20 条第 1 項、第 3 項により、正しい。

【問題 27】 次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画が、所定の規定に適合するものであることについて、市町村長の認定を受けなければならない。
2. 「都市緑地法」に基づき、緑化地域内において、敷地面積が 1,000 m²の建築物の新築又は増築をしようとする者は、原則として、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。
3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害特別警戒区域内において、予定建築物の用途が店舗である都市計画法に基づく開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。

【解説】 <正解 3>

1. 景観法第 63 条第 1 項により、正しい。
2. 都市緑地法第 35 条第 1 項、同法施行令第 9 条により、正しい。
3. 土砂災害防止法第 10 条第 1 項、第 2 項。
特別警戒区域内において、特定開発行為（制限用途に該当する予定建築物のための開発行為）をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければなりません。設問の店舗は、制限用途に該当しませんので、都道府県知事の許可は不要です。誤り。
4. 耐震改修促進法第 14 条により、正しい。

【問題 28】木造の建築物に関する次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、延べ面積 1,500 m²、高さ 13m、軒の高さ 10m の木造の平家建ての体育館については、許容応力度等計算により構造耐力上の安全性を確かめることができる。
2. 「建築基準法」に基づき、防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積 1,800 m²、耐火建築物及び準耐火建築物以外の木造の地上 2 階建ての図書館については、床面積の合計 1,000 m²以内ごとに防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画しなければならない。
3. 「消防法」に基づき、延べ面積 600 m²、木造の地上 2 階建ての旅館（無窓階を有しないものとし、少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないもの）については、所定の基準に従って屋内消火栓設備を設置した場合には、原則として、消火器具の設置個数を減少することができる。
4. 「建築士法」に基づき、延べ面積 500 m²、高さ 14m、軒の高さ 9m の木造の地上 3 階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。

【解説】 <正解 4>

1. 法第 20 条第 1 項二号、令第 81 条第 2 項二号イ。
高さが 13m 又は軒の高さが 9m を超える木造の建築物（法 6 条第 1 項二号に該当）は、法第 20 条第 1 項二号イにより、政令（令第 81 条第 2 項二号イ）で定める基準に従った構造計算（許容応力度等計算）で安全性を確かめることができます。正しい。
2. 法第 26 条により、正しい。
延べ面積が 1,000m² を超える建築物（耐火建築物及び準耐火建築物、その他定めるものを除く）は、原則として、防火壁によって 1,000m² 以内ごとに区画しなければなりません。
3. 消防法施行令第 10 条第 1 項、第 3 項。
設問の旅館は、同令別表第一(5)項イに該当しますので、延べ面積が 150m² 以上のものは、消火器具を設置しなければなりません。ただし、同条第 3 項の基準に従って、屋内消火栓設備などを設置した場合は、消火器具の設置個数を減少することができます。正しい。
4. 建築士法第 3 条第 1 項。
設問の共同住宅は、一級建築士でなければ設計をしてはなりません。工事監理も同じです。誤り。

【問題 29】 次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 構造設計一級建築士は、建築士事務所に属さず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。
2. 許容応力度等計算を要する建築物について、許容応力度等計算を行ったものであっても、構造計算適合判定資格者である建築主事が、確認申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査したものは、構造計算適合性判定を受けなくてもよい。
3. 特定行政庁が、建築物の所有者、管理者、設計者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対して、建築物の構造又は建築設備に関する調査の状況について報告を求めたにもかかわらず、報告をしなかった当該所有者等は、罰則の適用の対象となる。
4. 建築主が工事監理者を定めないまま、一級建築士でなければ工事監理ができない建築物の工事をさせた場合においては、当該建築主は、罰則の適用の対象となる。

【解説】 <正解 4>

1. 建築士法第 22 条の 2 第四号により、正しい。
2. 法第 6 条の 3 第 1 項ただし書。
許容応力度等計算を行った場合は、原則として、構造計算適合性判定を受けなければなりません。ただし書きにより、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として、建築主事又は指定確認検査機関が審査をさせる場合は、この限りでないといえます。したがって、構造計算適合性判定を受けなくても構いません。正しい。
3. 法第 12 条第 5 項一号の規定による、特定行政庁が建築物に関する調査の状況に関する報告を求めたにもかかわらず、報告をしなかった場合は、法第 99 条第 1 項五号により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金の適用の対象となります。正しい。
4. 法第 5 条の 6 第 4 項、第 5 項により、建築主は、工事をする場合には、工事監理者を定める必要があります。違反した場合は、法第 101 条第 1 項第一号により、**工事施工者**が罰則の対象となります。建築主ではありません。誤り。

【問題 30】 次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合、建築基準法第 52 条第 1 項に基づく容積率の算定の基礎となる延べ面積には、一定の限度内の床面積は、算入しないものとする。
2. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該計画を建築主事に通知し、当該計画が建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。
3. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築基準法に基づく確認申請書を建築主事に提出するときに、併せて適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたときは、当該建築物の新築等のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、原則として、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。

【解説】 <正解 3>

1. 都市の低炭素化の促進に関する法律第 60 条により、正しい。
2. 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項により、正しい。
3. 建築物省エネ法第 12 条第 6 項、第 7 項。
建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主は、建築主事又は指定確認検査機関に、適合判定通知書又はその写しを提出しなければなりません。確認申請書を提出する時に併せて提出しなければならないという旨は規定されていません。誤り。
4. 建築物省エネ法第 35 条第 8 項により、正しい。